

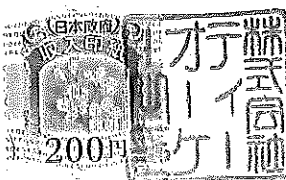

整理番号 2-8-5 /

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所賃借料		
年月日	平成 31年 4月 25日 ~ 平成 年 月 日	金額	25,000 円

目的	政務活動を行うための事務所の賃借			
使途	5月分			
政務活動・ 県政との 関連 ＜領収＞	<p style="text-align: center;"><b>【 領 収 証 】</b></p> <p style="text-align: center;">静岡県議会議員 河原崎 聖 <sup>2019</sup>年 4月 25日 様</p> <p style="text-align: center;">金額 <b>¥50,000</b></p> <p style="text-align: center;">但 日本連合警備貸店舗 A201号室 2019.5 賃料</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>内訳</td> <td>家賃</td> <td>¥50,000</td> </tr> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  <p>(株)ティーオーケー 代表取締役 大場 泰介 島田市幸町12-20 TEL (0547) 37-1333</p> </div> </div>	内訳	家賃	¥50,000
内訳	家賃	¥50,000		

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会活動で 使用のため	50,000 円	1 / 2	25,000 円
		50 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-8-5- 2
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	参考雑誌購入		
年 月 日	令和元年 5月 5日～令和 年 月 日	金 額	1,080 円

目 的	全国的な地方自治に関する情報の把握
使 途	月刊ガバナンス 5月号
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

＜領収書貼付＞

領 収 証

河原崎 聖 様 2019年 5 月 5 日

★ 1,080 -

但 月刊ガバナンス 5月号

上記正に領収いたしました




内 訳	0547-0044
税抜金額	静岡県島田市宮川町2471-4
消費税額等( %)	株式会社 いろは堂宮川店
	TEL 0547-35-25
	FAX 0547-37-74

コクヨ ウケ-1048

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	1,080 円	100%	1,080 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-8-5-3

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	参考雑誌購入		
年 月 日	令和元年 5 月 7 日～	年 月 日	金 額 2,796 円

目 的	政治経済情勢に関する情報の把握
使 途	週刊ダイヤモンド 5/11 号、週刊東洋経済 5/11 号、週刊エコノミスト 5/14 号、日経ビジネス 4/29・5/6 合併号
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領 収 証

河原崎 聖

様 No. \_\_\_\_\_

¥ 2,796 -

但日経ビジネス 2019.4.29.合併号 週刊東洋経済 5/11 号 週刊エコノミスト 5/14 号  
 入金日 令和元年 5 月 7 日 上記正に領収いたしました

〒420-0852 静岡県静岡市葵区紺屋町17-1  
 株式会社 戸田書店 本館地下  
 TEL 054-205-6111 FAX 054-205-6116

収 入 印 紙	内訳
	税抜金額
	消費税額等 ( % )

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	2,796 円	100%	2,796 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-8-5-4

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u> ・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	研修会参加		
年月日	令和元年 5月9日～	年月日	金額 12,300円

目的	地方自治や県政に関する諸課題について知見を広める。
使途	交通費
政務活動・県政との関連性	地域ビジネスによる地域振興、外国人との共生施策

《領収書貼付枠》

領収書No 29  
店口No 102  
領収書  
520138  
河原崎 聖 様  
金額 ¥12,300円  
[消費税等込み]  
但し、乗車券類(クレジット扱い)として





2019年 5月 9日  
東海旅客鉄道株式会社  
ご利用いただきましてありがとうございます

納税申告書  
付につき名古屋市中村区  
税務署承認済

現金出納社員  
六合駅

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動費	12,300円	100%	12,300円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県外調査概要書</p> <p>令和元年 6月 10日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖</p>						
目的	地方自治ならびに地域ビジネスを通じた地域振興策について知見を得る。					
年月日	令和元年5月9日(木)					
場所	明治大学アカデミーコモン(東京都千代田区)					
	<p>1 行程 六合一静岡一東京一御茶ノ水(往復電車利用)</p> <p>2 応対者 別紙の通り (2-8-5-5に添付)</p> <p>3 聴取内容 別紙の通り。(2-8-5-5に添付)</p> <p>4 県政への反映 冒頭の穂坂理事長の基調講演では、現在の地方自治の現状を懸念し、地方の自立の重要性が強調された。そのためには、住民と議会・行政のパートナーシップによる地域共同体の創設が必要であるとした。続く、の話では、市町村合併や地方創生などこれまでの国の地方政策を振り返り、本質にふたをして目くらましをするものと批判し、プレミアム商品券などは地域振興に効果はなく人口流出が止まることは期待できないから、国の誘導策に乗るべきではないということであった。一時期の地方分権改革が一段落して以降、国・地方双方とも自治に対する意識が薄れていると感じるが、今後の人口減少や財政難を考えると、今一度地方の自立について考え直す必要があると感じた。そのほか、滋賀県湖南市の谷畑市長の外国人移住者についての施策は、多文化共生社会の構築に向けた取り組みとして、大いに参考になるものであった。</p>					

\*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

整理番号	2-8-5-5
------	---------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u> ・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	研修会参加		
年月日	令和元年 5月 9日～	年月日	金額 11,000 円

目的	地方自治や県政に関する諸課題について知見を広める。	
使途	参加費	
政務活動・ 県政との 関連性	地域ビジネスによる地域振興、外国人との共生施策	* 参加は、9日5日17時"双" 金額はかわらない

**領 収 書** No. 048

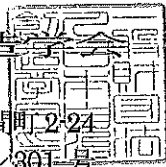
河原崎 聖 殿 令和 元年 5月 9日

平成

¥ 11,000

但し 日本自治創造学会研究大会 参加費(資料代含む) (2019.5.9~.5.10)  
上記の金額を領収いたしました

一般財団法人 日本自治創造学会  
理事長 穂坂邦夫  
〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町2-24  
鈴惣ビル301号  
TEL 03(5846)9227・FAX 03(5846)9228



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動費	11,000 円	100%	11,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

# 日本自治創造学会第11回研究大会の開催について

## (プレス発表資料)

### 新時代到来！ ～地方はどう生き残るか～

日時	令和元年 5月 9日(木) 13:00～17:30
	10日(金) 9:30～15:25
場所	明治大学アカデミーコモン棟3階 アカデミーホール 東京都千代田区神田駿河台1-1

#### 《発表内容》

第1日〔5月9日(木)〕

①講演「自立へのシナリオを語る」

日本自治創造学会理事長 穂坂 邦夫 (13:10～13:40)

②講演「真の地方創生と地方自治」

早稲田大学公共経営大学院教授 片山 善博 (13:40～14:45)

③事例発表

(15:00～16:40)

発表内容

「地域ビジネスを成功させる知恵と実践」

竹井 智宏 (㈱MAKOTO代表取締役)

「地方はチャンス～1粒1000円のライチの奇跡」

齋藤 潤一 ((一財)こゆ地域づくり推進機構代表理事)

「外国人対策」

谷畑 英吾 (湖南省長)

③講演「少子高齢化を乗り切る取り組み～ゆでガエルにならないために～」

前農水大臣・衆議院議員 齋藤 健 (16:50～17:30)

\*改革発表会兼交流会～改革大発信・ベスト1の選出・親睦・交流～ (17:40～20:00)

[講師・学会役員・会員・研究大会参加者]

第2日〔5月10日(金)〕

①講演「SDGsと地域循環共生圏」

環境省総合環境政策統括官 中井 徳太郎 (9:30～10:10)

②講演「日本の課題と可能性」

OECD東京センター所長 村上 由美子 (10:20～11:00)

③講演「スポーツが持つ力と地域活性化」

スポーツ庁審議官 藤江 陽子 (11:00～11:40)

④講演「日本が売られる～自治体は最後の砦～」

ジャーナリスト 堤 未果 (13:00～13:40)

⑤パネルディスカッション「新時代到来！～地方はどう生き残るか～」(13:40～15:20)

問題提起 東京大学大学院教授 金井 利之

パネリスト 明治大学教授 牛山久仁彦

慶應義塾大学教授 土居 文朗

首都大学東京教授 山下 祐介

コーディネーター 地方自立政策研究所理事長 穂坂 邦夫

参加費：会員13,000円(年会費含む)、非会員15,000円、大学院生3,000円

《大会参加者》 \* 約2,000名(年会費)

地方議員(都道府県議員、市区議員、町村議員)、国会議員、首長、大学教員、自治体職員、  
学者、シンクタンク研究員、テレビ・新聞記者などマスメディア関係者、大学院生等 約500～600名

《お問合せ》一般財団法人日本自治創造学会 事務局 TEL03-5846-9227 e-mail: info@jsozo.org

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町2-24 錦徳ビル301号室 NPO法人地方自立政策研究所内

☆参加申込みは、FAX及びホームページから FAX03-5846-9228 HP: http://jsozo.org

申込みは、氏名・所属・連絡先が必要です。

整理番号 2-85-6

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和元年 5月 11日～令和 年 月 日	金額	1,049 円
目的	全国的な福祉政策に関する情報の把握		
使途	月刊福祉6月号		
政務活動・ 県政との 関連	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。		
<<領収証<< <div style="text-align: center;"> <h3>領収証</h3> <p>No. ....</p> <p><u>河原崎 聖 様</u> 令和元年 5月 11日</p> <p>¥ <u>1049</u> 也</p> <p>但 月刊福祉6月号 上記正に領収致しました</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 60px; margin: 10px auto;"></div> <p><b>(株) 島田書店</b>                      代表取締役 佐塚 照夫                      島田市旗指499-5                      外商 (0547)35-6074                      FAX (0547)37-2966                      花みずき店 (0547)35-3020                      FAX (0547)35-5020</p> </div>			
按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	1,049 円	100%	1,049 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



整理番号 2-8-5-7

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和元年 5月 16日～	年月日	金額 2,087円

目的	政治経済情勢に関する情報の把握
使途	週刊東洋経済 5/18号、週刊エコノミスト 5/12号、日経ビジネス 5/13号
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。
《領収書貼付枠》	

領収証

河原崎 聖

様 No. \_\_\_\_\_

¥2087-

但 週刊エコノミスト 2019/5/12・週刊東洋経済 2019/5/18・日経ビジネス 2019/5/13  
入金日 2019年 5月 16日 上記正に領収いたしました

〒420-0852 静岡県静岡市葵区紺屋町17-1

株式会社 戸田書店 日本屋地下

TEL 054-205-6111 FAX 054-205-6116

収入 印紙	内訳	_____
	税抜金額	_____
	消費税額等 ( % )	_____

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	2,087円	100%	2,087円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-8-5-8

決裁	会派代表者	(内)	経理責任者	(責)	経理担当者	
----	-------	-----	-------	-----	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・(事務費)・事務所費・人件費		
内容	事務用品購入代		
年月日	令和元年 5月 18日~令和元年 月 日	金額	3,138 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

新製品が安い  
KS ケースプランキ

お買上げ明細  
2019年 5月18日(土) 15時32分

【お名前】 河原崎 聖

【お名前】 河原崎 聖

河原崎 聖

様

会員番号

《明細》

- 1 ●エプソン IC80シリーズ対応  
カラークリエーション  
4544849671251 KSD-EIC80L-6ST  
5%値引対象 1点 ¥4,596
- 2 ●エコリカ リサイクルインク  
エコリカ  
4562451400618 ECI-E80L-B  
5%値引対象 2点 ¥1,680

3点/合計 ¥6,276  
(内消費税等 ¥464)

[0514145-051080943-231000875795]

領収証

2019年 5月18日(土) 15時32分

様

金額 ¥6,276  
(内消費税等 ¥464)

但し、お品代として  
上記金額正に領収致しました。

《決済内訳》  
クレジットカード ¥6,276  
クレジットカード (内消費税等 ¥464)

ケースプランキ 豊田店

電話番号 0547-33-1111

販売担当者

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会で使用 のため	6,276 円	1/2	3,138 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-8-5-9

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
--------	-------	--	-------	--	-------	--

支出証 抛書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	参考雑誌購入		
年 月 日	令和元年 5月 20日～	年 月 日	金 額 2,547円

目 的	政治経済情勢に関する情報の把握
使 途	週刊東洋経済 5/25号、週刊エコノミスト 5/28号、日経ビジネス 5/20号、ニューズウィーク 5/21号
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領 収 証

河原崎 聖

様 No. \_\_\_\_\_

¥ 2,547-

週刊東洋経済 5/25号

但日経ビジネス 5/20号、Newsweek 5/21号、週刊エコノミスト 5/28号

入金日 2019年 5月 20日 上記正に領収いたしました

〒420-0952 静岡県静岡市葵区紺屋町17-1

株式会社 戸田書店 本屋地下

TEL 054-205-6111 FAX 054-205-6116

取 入 印 紙	内 訳	_____
	税抜金額	_____
	消費税額等 ( % )	_____

按分の理由 全額政務活動	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,547円	100%	2,547円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-8-5-10
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍代		
年月日	令和元年 5月 20日～	年 月 日	金額 10,638円

目的	今後重要となる諸施策についての知見を得る。
用途	「災害ボランティア入門」「地域力」で立ち向かう人口減少社会」「DMO入門」「凡人のための地域再生入門」購入
政務活動・ 県政との 関連性	県政の諸課題に関する最近の知見の把握
《領収書貼付枠》	

領収証

河原崎 聖

様 No. \_\_\_\_\_

¥10,638-

但「災害ボランティア入門」「地域力、立ち向かう人口減少社会」「DMO入門」「凡人のための地域再生入門」  
 入金日 令和1年 5月 20日 上記正に領収いたしました

収入 印紙	内訳	〒420-0852 静岡市葵区紺屋町17-1 株式会社 戸田書店静岡本店 TEL 054-205-6111(代表) FAX 054-205-6116	
	税抜金額		
	消費税額等 ( % )		

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	10,638円	100%	10,638円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-8-5- //

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌年間購読料		
年月日	令和元年 5月22日～令和 年 月 日	金額	6,050円

目的	茶業の現状の把握
使途	月刊「茶」年間購読料(令和元年5月～令和2年3月)
政務活動・ 県政との 関連性	茶業は県内の主要産業である。

<<領収

領 収 証

No.

6,600円 × 1/12  
: 6,050円

河原崎 聖 様

収入  
印紙

¥ 6600-

但し月刊「茶」平成 元年 5 月号から  
令和 2 年 4 月号までの購読料

現金	郵振	銀振	小切手
○			

上記の金額領収致しました  
平成 元年 5 月 22 日

公益  
社団法人 静岡県茶業会議所

静岡市北番町81番地 TEL <054> 271-5271  
FAX <054> 252-0331

扱者印

按分の理由 全額政務活動	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	6,600円	11/12 %	6,050円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-8-5 / 2

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)




経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料		
年 月 日	令和 元年 5月 25日～令和 年 月 日	金 額	4,037 円

目 的	県内外の政治・社会・経済に関する情報の把握								
使 途	中日新聞5月分								
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。								
<<領収書貼付枠>> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p><b>領 収 証</b></p> <p>2019年 5月分 お問合せNo.  ( 121) 80.00集金</p> <p><b>河原崎 聖 様</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>銘柄名</th> <th>部数</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中日新聞 セット</td> <td>1</td> <td>4,037</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">                     合計金額 <b>4,037 円</b> </div> <p>ご愛読ありがとうございます。 ごぞいます。</p> <p>朝刊配達アルバイト募集中です。 1日2～3時間、年齢不問、バイク貸与 未経験者歓迎♪ バイクの乗り方から 配達まで丁寧にサポートします。</p> <p><b>赤 井 新 聞 領 店</b> 島田市野田1260-1 平日新聞 TEL 37-3246</p> </div>		銘柄名	部数	金額	備考	中日新聞 セット	1	4,037	
銘柄名	部数	金額	備考						
中日新聞 セット	1	4,037							

按分の理由 全額政務活動	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,037 円	/	
		100%	4,037 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。


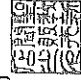
整理番号 2-9-5-13

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)




経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料		
年月日	令和元年5月27日～平成 年 月 日	金額	1,934円

目的	県内外の政治・社会・経済に関する情報の把握
使途	聖教新聞5月分
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。
新聞購読料 領収証 河原崎 聖 様 ご購入ありがとうございます。 下記金額を正に領収いたしました。 2019年5月分 領収日 月 日 領収金額 ¥1,934	品名 定価(税込) 部数 金額 聖教新聞 1,934 1 1,934
販売店 信幸 住所 落合 島田市向谷元町793-11 TEL 0547-37-0661 FAX 0547-34-0136 お申込No. 	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	1,934円	100%	1,934円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-8-5-14
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考雑誌購入		
年月日	令和元年 5月 28日～令和 年 月 日	金額	900円
目的	時事問題に関する情報の把握		
使途	サピオ4月号		
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。		
<p>《領収書貼付枠》</p> <div style="text-align: center;"> <p>2019年05月28日</p> <p>領 収 書</p> <p>河原崎 聖 様</p> <p>¥900-</p> <p>(但しサピオ 4月号 として 正に領収致しました)</p> <p>本・文具・事務用品</p> <p><b>宮村書店</b></p> <p>静岡県島田市阪本1384-17 電話: 0547-38-0075</p> <p>印刷面を内側に折って保管願います</p> </div> <div style="float: right; text-align: right;"> <p>一連No000002 領収No003488</p> <p>税抜金額 ¥833- 消費税等 ¥67-</p> </div>			

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	900円	100%	900円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。





# 領収書

Receipt  
 領収年月日 2019.5.28  
 金額 ¥12,300 (消費税等込み)  
 (クレジット扱い)  
 購入商品 JR乗車券類 JR tickets  
 (50068 4枚)  
 東海旅客鉄道株式会社  
 (東) 島田駅  
 島田駅MV発行 60069-02

印紙税申告納  
 付につき名古屋中村  
 税務署承認済



東京メトロ

# 領収書

- ご利用ありがとうございます。
- この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ¥170

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2019年05月29日  
時刻 09時17分

伝票番号: 24484  
東京地下鉄株式会社  
大手町駅 券19発行



東京メトロ

# 領収書

- ご利用ありがとうございます。
- この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ¥200

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2019年05月29日  
時刻 13時53分

印紙税申告納  
 付につき東京上野  
 税務署承認済

伝票番号: 87769  
東京地下鉄株式会社  
早稲田駅 券04発行

# 領収書

現・チ・ク・割引 No.0666

日付 '19年05月31日

車番 3668

メータ運賃 000

合計 ¥2010円

上記の通り領収致しました

日本交通グループ

三和交通株式会社

175-0083

東京都板橋区赤塚新町3-8-22

お忘れ物係

TEL 03(3930)5151

GPSコード

404-1946-347A

衆議院第二議員会館 → 東京駅八重洲口

# 領 収 書

静岡県議会議員 河原崎

聖様

領収金額 ¥22,000

(含む 消費税)  
クレジットカードにて領収いたしました。

### ◆ご利用明細◆

パッケージご利用代	¥11,000
パッケージご利用代	¥11,000
請求金額	¥22,000

アハホテルブライド〈国会議事堂前〉  
TEL.03-5157-2811 FAX:03-5157-2812

発行元  
アハホテル株式会社

取引番号 028323

2019/05/29 16:51

# 領 収 証

河原崎 聖 様 2019年5月29日

★ ¥15,000 -

但 研修会受託代として

上記正に領収いたしました


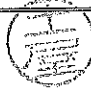

一般社団法人地方議員研究会

〒532-0004




大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639

TEL 06 (7878) 6297






決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県外調査概要書</p> <p>令和元年6月10日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖</p>						
目 的	地域資源を生かした地域振興策についての知見を得る。					
年 月 日	令和元年5月29日(水)					
場 所	早稲田大学(東京都新宿区)					
	<p>1 行程 六合一静岡一東京一早稲田一国会議事堂前(電車利用) (大塚駅)</p> <p>2 応対者 永井祐二(早稲田大学環境総合研究センター研究院准教授)</p> <p>3 聴取内容 「再生可能エネルギーと地域再生」「地域の小さな経済循環構築の実例」</p> <p>4 県政への反映 東日本大震災での福島第一原子力発電所の事故発生以来、クリーンな再生可能エネルギーに対する注目は高まり、太陽光発電設備の普及が進んだが、その一方で、県内伊東市のメガソーラー反対運動のような負の側面も顕在化してきた。こうした問題は再生可能エネルギーと地域の関係が軽視されたことによって引き起こされたとするのが講師の考え方であり、エネルギーを軸に地域の中で経済循環を作るべきというものである。そのためには、「地域による所有」「地域による意思決定」「地域への利益還元」というコミュニティ・パワー3原則を重視する必要があるということだが、それに則ったプロジェクトが伊東市と大して離れていない小田原市で行われているというのは、何とも皮肉な感じがした。ドイツでは、シュタットベルケというエネルギーを中心とした幅広い公共サービスを担う公的な企業が存在するというので、その日本版の可能性については、検討の余地があると思われる。</p>					

\*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県外調査概要書</p> <p>令和元年 6月10日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖</p>						
目 的	被災者支援制度についての知見を得る。					
年 月 日	令和元年5月30日(木)					
場 所	衆議院第二議員会館(東京都千代田区)					
	<p>1 行程 ホテル—衆議院第二議員会館—ホテル(徒歩)</p> <p>2 応対者 藤田昌邦(内閣府)、川上哲也(岐阜県議)、あべともよ(群馬県議)、寶來良治(鹿児島県議)、細川かほり(福井県議)</p> <p>3 聴取内容 被災者生活再建支援制度についての現状と課題、および今後の方向性</p> <p>4 県政への反映 被災者生活再建支援制度については、被災者生活再建支援法が平成10年5月に成立し、提要が開始された平成11年から今年で20年となる。概ね現行制度となった平成19年以降、平成23年に東日本大震災、平成28年に熊本地震が発生し、昨年も平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震が立て続けに発生するなど地震や豪雨による大規模災害が続いている。東日本大震災や熊本地震では、未だに多くの人たちが避難生活や仮設住宅での生活を余儀なくされ、生活再建に至っていない。また、被災者生活再建支援基金については、基金の枯渇が懸念される事態になっている。本県においても、独自支援制度の創設を行うといった取り組みはされているが、近年大きな災害を経験していないことから、他の都道府県の取り組みをさらに研究するとともに、市町への周知を徹底すべきと感じた。</p>					

\*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県 外 調 査 概 要 書</p> <p>令和元年 6 月 10 日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖</p>						
目 的	柑橘対策についての、国会議員・関連省庁への要望活動					
年 月 日	令和元年 5 月 31 日(金)					
場 所	衆議院第一・第二議員会館、参議院議員会館、文部科学省(東京都千代田区)					
	<p>1 行程 ホテル—各議員会館・文部科学省—東京(タクシー利用) 東京—静岡—六合(電車利用)</p> <p>2 訪問先 別紙の通り</p> <p>3 要望内容 別紙の通り</p> <p>4 県政への反映 みかんについては、本県の重要な農産品である。近年は業績の回復が進み、明るい兆しがみられる一方、いくつかの課題が浮かんでいる。中でも、このところの異常気象・気候変動により甚大な気象災害が頻発しており、その度毎に柑橘栽培は大きな被害を受けているため、これに対する国を始めとする公的な支援体制は、生産者にとって極めて重要なものになっている。本県においても、昨年の台風 24 号では被害を受けた。こうした点を始め、柑橘農家の経営安定や人手不足・後継者対策、ロボット化や ICT といった先端技術の導入を含めた生産技術の充実に向けた支援、病虫害や獣害対策、消費拡大対策、TPP11 や日欧 EPA を始めとする国際交渉の有効な活用と同時に被害を最低限に抑える対策の要望などを行ったが、こうしたものは本県の柑橘業にとっても重要なものとする。</p>					

\*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

# かんきつ産地の体質強化に関する提案

令和元年5月

全国みかん生産県議会議員対策協議会

## かんきつ産地の体質強化に関する提案

我が国の果樹農業は、地域農業の振興や農村の活性化に大きく貢献しており、果実は、国民に豊かで潤いのある食生活をもたらすばかりでなく、健康の維持・増進という面からも重要な役割を担っている。

しかし、担い手の高齢化や後継者不足、生産基盤整備の立ち遅れなどの構造的問題に加え、近年では、温暖化の進行や自然災害の増加、生産資材価格や流通経費の高騰、販売価格の変動、消費者ニーズの多様化、更には、TPP11協定や日EU・EPA協定の発効、TAG（日米物品貿易協定）交渉等、国内農業への影響について、生産者は大きな不安を抱えている状況にある。

このため、府県においては、生産者、生産者団体及び市町村の役割を明確化し、

- ① 立地条件や営農形態に即した生産基盤の整備
- ② 消費者ニーズに即した安全・高品質な果実生産と厳選出荷
- ③ 需給安定対策による適正生産量の遵守
- ④ 「毎日くだもの200グラム運動」の推進や、機能性表示食品制度の活用、食育との連携による消費拡大対策の充実
- ⑤ 輸出促進による新たな需要の創出

に関して、独自の施策を展開しながら、果樹農業の振興を図っているところである。

同時に産地においては、自ら将来を見据え、新たに「目指すべき産地の姿」として、流通販売戦略に関する事項等を追加した、新たな「果樹産地構造改革計画」に基づき、担い手を中心とした構造改革に努め、産地を維持・発展させるために努力を積み重ねているところである。

今後は、関税削減・撤廃による輸入相手国の変化等により、長期的には価格の下落も懸念され、引続き、生産性向上や高付加価値化等の体質強化対策の適切な実施が必要である。国においては、新たな果樹農業振興基本方針で、「好循環」と「連携」をキーワードに、生産・流通・加工・販売・消費・輸出等の各分野を含む全体を見渡す視点で、消費者・実需者のニーズを意識した施策を集中的に講じていく必要があるとしている。

また、平成27年に策定された「総合的なTPP関連政策大綱」については、日EU・EPAにより必要となる見直し等も盛り込んだ「総合的なTPP等関連政策大綱」として平成29年11月に改訂され、農林水産分野においては、農林水産物・食品輸出の戦略的推進や強い農林水産業の構築に向けた対策等を講ずることとし、平成30年度補正予算においても、各種事業が措置されたところである。



こうした状況の中、今後ともかんきつ生産者の経営と所得の安定を図りつつ、高品質・省力・低コスト生産体制を構築し、国際競争に耐え得る足腰の強い産地として発展するために、下記事項について施策提案をする。

- 1 かんきつ農家の経営安定や産地力維持につながるよう、果実需給安定対策の拡充や生果の価格安定のための加工対策予算の確保及び再生産価格が維持できる制度を構築するとともに、労働力確保対策の拡充を図ること。

【農林水産省、厚生労働省、法務省、財務省】

- 2 園地基盤整備や高品質果実生産等を進め、競争力のある産地を構築するための構造改革を促進するため、果樹生産振興関連事業の継続・拡充と十分な財源確保を図ること。

また、近年の異常気象や自然災害に対する十分な支援策を講じるとともに、激甚災害の指定を受けた被災地へは、園地の改良・再編や移動改植等に対する既存の施策を超えた優遇措置を講じること。

【農林水産省、財務省】

- 3 将来にわたるかんきつ産地の持続的発展のため、ロボット化やICT活用等、革新的技術の研究推進を図ること。併せて、省力化や先端技術の導入・早期普及に向けた予算確保を図ること。

また、温暖化をはじめとした気象変動による将来の影響を踏まえ、府県が協働して実施する研究予算を含めた温暖化対策関連予算の拡充及び品種や技術の開発促進と普及を図ること。

さらに、病害虫の侵入・蔓延防止対策の徹底、鳥獣被害防止対策への支援拡大を図ること。

【農林水産省、財務省、環境省】

- 4 国産果実の消費拡大をより効果的に推進するため、PR活動の全国的な展開の促進、学校給食への導入支援及び企業・団体での利用促進、量販店等と連携した販路拡大、果実を用いた新商品の開発・加工・販売等への取組支援等のための補助制度の拡充と予算の確保を図ること。

【農林水産省、厚生労働省、文部科学省、財務省、消費者庁】

- 5 先般発効したTPP11協定及び日EU・EPA協定に加え、RCEPや新たな二国間FTA交渉等、特にアメリカとの交渉により日本も大きな譲歩を迫られることが懸念されるため、農家は大きな不安を抱えている状況にある。

そのため、こうした協定への対策を迅速に進めるため、産業界との連携を一層強化するとともに、消費者ニーズや流通の多様化、産地の実情に応じた集出荷施設等の整備や輸出促進対策等に係る関連予算の十分な確保を図ること。

さらに、国産果実への影響を検証し、我が国の農業に対する万全の国内対策を実施し、国内かんきつ産地の体質強化対策を継続することが重要であり、不安を抱える地方の意見に十分配慮し、国内かんきつ農家の経営安定に必要な対策を講じること。

【内閣府、農林水産省、財務省、経済産業省、外務省】

第6号議案

(令和元年5月要望)

要望先一覽(案)

第一班	第二班	第三班	第四班	第五班
◎熊本県、長崎県 〔農林水産省〕	◎和歌山県、愛知県 〔農村振興局〕	◎愛媛県、広島県 〔生産局〕	◎静岡県 〔財務省〕	◎佐賀県 〔内閣官房・内閣府〕
農林水産大臣 岩川 貴盛	局長 室本 隆司	局長 枝元 真徹	財務大臣 麻生 太郎	内閣総理大臣 安倍 晋三
農林水産副大臣 小里 泰弘	次長 太田 豊彦	農林水産部副大臣 藤沼 義久	財務副大臣 三ノ宮 一郎	内閣官房長官 菅 義偉
農林水産副大臣 高橋 修一	審議官(兼農村振興局) 木下 博哉	総務課長 菅家 秀人	財務副大臣 鈴木 馨祐	内閣府特命担当大臣(経済財政政策) 茂木 敏充
農林水産大臣政務官 濱村 進	総務課長 松本 平	生産推進室長 郡 健次	財務大臣政務官 伊佐 進一	内閣府特命担当大臣(国際戦略政策) 宮腰 光寛
農林水産大臣政務官 高野 光二郎	農村政策部長 高橋 孝雄	国際室長 渡登 徳仁	財務大臣政務官 宮原 喜文	内閣府副大臣 左藤 享
農林水産事務次官 末松 広行	地域振興課長 松本 雅夫	園芸作物課長 佐藤 紳	財務大臣政務官 岡本 薫明	内閣府副大臣 田中 良生
農林水産審議官 松島 浩道	中山間地域・日本酒産地振興課長 原 孝文	園芸流通加工対策室長 中山 知子	財務事務次官 (主計局) 太田 充	内閣府大臣政務官 安藤 裕
(大臣官房)	農村環境対策室長 小宮山 弘樹	花き産業・施設園芸振興室長 野口 武人	局長 太田 充	内閣府大臣政務官 長尾 敏
官房長 水田 正和	農村環境対策室長 仙波 徹	技術普及課長 今野 聡	次長(農水担当) 阪田 渉	内閣府副大臣 西村 康稔
総括審議官 光吉 一	整備部長 横井 敏	生産資材対策室長 及川 仁	総務課長 奥 達雄	内閣官房副長官 野上 浩太郎
技術総括審議官 横山 紳	農地資源課長 日置 秀彦	(食料産業局)	主計官(農水係担当) 森田 稔	内閣官房副長官 杉田 和博
審議官(国際) 別所 智博	防災課長 宮崎 敏行	局長 堀川 白良	【文部科学省】	
審議官(国際) 中田 峰示	災害対策室長 香山 泰久	輸出促進審議官(兼食料産業局) 渡邊 厚夫	文部科学大臣 柴山 昌彦	【TPP政府対策本部】
審議官(国際) 牛草 哲朗	(技術会議事務局)	総務課長 坂 康之	文部科学副大臣 永岡 桂子	政策調整統括官 澁谷 和久
予算課長 杉中 淳	事務局長 別所 智博	企画課長 得田 啓史	文部科学副大臣 浮島 智子	首席交渉官 梅本 和義
政策課長 信夫 隆生	研究総務官 青山 豊久	食文化・市場開拓課長 西 経子	文部科学大臣政務官 中村 裕之	
技術政策室長 松本 賢英	研究総務官 島田 和彦	輸出促進課長 横島 直彦	文部科学大臣政務官 白須賀 貴樹	【国会】
国際部長 渡邊 洋一	【厚生労働省】	海外輸入規制対策室長 小坂 伸行	文部科学事務次官 藤原 誠	衆議院議長 大島 理森
国際政策課長 山口 潤一郎	厚生労働大臣 根本 匠	産業連携課長 高橋 広道	文部科学審議官 戸立 訓	衆議院副議長 赤松 広隆
国際総務課長 三野 敏克	厚生労働副大臣 大口 善徳	知的財産課長 尾崎 道	文部科学審議官 山脇 良雄	衆議院農林水産委員長 武藤 容治
(経営局)	厚生労働副大臣 高階 恵美子	食品流通課長 堂浦 浩司	(初等中等教育局)	参議院議長 伊達 忠一
局長 大澤 誠	厚生労働大臣政務官 上野 宏史	食品製造課長 東野 昭浩	局長 永山 翼久	参議院副議長 郡司 彰
審議官(兼経営局) 山北 幸泰	厚生労働事務次官 新谷 正義	基準認証室長 矢澤 祐一	審議官(初等中等教育局) 矢野 和彦	参議院農林水産委員長 堂故 茂
総務課長 大島 英彦	厚生労働審議官 鈴木 俊彦	(消費・安全局)	審議官(初等中等教育局) 丸山 洋旬	
経営政策課長 依田 学	厚生労働審議官 宮川 晃	局長 新井ゆたか	健康教育・食育課長 三谷 卓也	【自由民主党】
担い手総合対策室長 尾屋 幸子	局長 宇都宮 啓	審議官(兼消費・安全局) 永山 裕二	法務大臣 山下 貴司	幹事長 二階 俊博
農地政策課長 押切 光弘	審議官(兼消費・安全局) 吉永 和生	審議官(兼消費・安全局) 小川 良介	法務副大臣 平口 洋	幹事長代行 萩生田光一
農地集積促進室長 峯村 英児	総務課長 鈴木 建一	総務課長 沖 和尙	法務大臣政務官 門山 宏哲	林 幹雄
就農・女性課長 佐藤 一徳	健康課長 西井 真治	消費行政・食育課長 川本 登	法務事務次官 辻 裕教	幹事長代理 金田 勝年
金融調整課長 河村 仁	保健指導官 加藤 典子	食品安全政策課長 柳柄 卓夫		幹事長代理 松村 祥史
保健課長 玉置 賢	(医業・生活衛生局)	農産安全管理課長 安岡 遼人		幹事長代理 加藤 勝信
保健監理官 小林 勝利	生活衛生・食品安全審議官 宮奇 雅則	農薬対策室長 石岡 知洋		総務会長 岸田 文雄
		植物防疫課長 松岡 謙二		政務調査会長 野田 毅
		防疫対策室長 望月 光顕		農林水産関係団体委員長 渡辺 孝一
				農林水産調査会農林部会長 野村 哲郎
				計 147人

21015125

整理番号 2-8-5-18

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証 抛書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料		
年 月 日	令和元年 5 月 31 日～令和 年 月 日	金 額	7,880 円

目 的	県内外の政治・社会・経済に関する情報の把握
使 途	静岡新聞・日本経済新聞 5 月分
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる情報を収集する。

《領収書貼付枠》

領 収 証  
河原崎 聖 様

2019年 5月分  
( 180) 281.00集金  
お問合せ№.

銘柄	部数	金額	備考
静岡新聞	1	2,980	
日本経済新聞	1	4,900	

合計金額  
**7,880**円  
上記金額正に領収致しました。

引き続きご愛読のほど、  
よろしくお願ひ申し上げます。

静岡新聞・毎日新聞・読売新聞・産経新聞  
**(株)浅野新聞店**  
島田市本通一丁目10番8号  
TEL 35-3383(代)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	7,880 円	100%	7,880 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-8-5-19
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <u>人件費</u>		
内容	事務員雇用		
年月日	令和元年5月31日～平成 年 月 日	金額	58,065 円

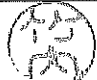

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	5月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 月額180,000円に対して5月20日までの勤務 $180,000 \text{円} \times 20/31 = 116,129.032 \div 116,129 \text{円}$ $116,129 \text{円} \times 1/2 = 58,064.5 \div 58,065 \text{円}$	

給料支払明細書 (R1年5月分)		日 分 分 日 分 分 日 分 分				
		労働日数 労働時間 所定時間外労働	116129 116129 1000 3260			
支	給	額	控	除	額	差引支給額
基本給	所定時間外賃金	家族手当	交通費	健康保険料	厚生年金	雇用保険料
			合計	所得税	住民税	前払金
						合計
						112229

按分の理由 政務活動・後援会活動で 按分する。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	116,129 円	1/2 50 %	58,065 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-8-5-20
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料		
年月日	令和元年6月5日～	年月日	金額 28,561円

目的	政務活動上、必要な移動を行う。
使途	5月分
政務活動・ 県政との 関連性	会合に出席したり、現地調査を行うことで、必要な情報を得たり、コミュニケーションの円滑化を図る。
<<領収書貼付枠>> 別紙  利用割合が正確に把握できないため、充当限度割合(後援会活動 1/2・政務活動 1/2)により按分。 $(63,642 - 513 - 6,008) \times 1/2 = 28,560.5 \approx 28,561$ 円 *重量税1か月分 $24,600 \times 1/48 = 512.5 \approx 513$ 円 メンテナンス料1か月分 $288,371 \times 1/48 = 6,007.7 \approx 6,008$ 円	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
該当部分について政務活動と後援会で按分	57,121円	1/2	28,561円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

Honda Motor Finance Co., Ltd. Application Form for Car Lease

申請者氏名: [Redacted] 住所: [Redacted]

生年月日: [Redacted] 職業: [Redacted]

年収: [Redacted] 借入金額: 3,054,816円

返済期間: 48ヶ月 月返済額: 63,642円

保証人: [Redacted]

申込先: ホンダファイナンス

申込日: 平成27年06月05日

申込場所: [Redacted]

カーリース計算書並びに車両等諸費書

お客様には、本書はお渡しせず「お見積書」をお渡しください。

2259088-01 (株)ホンダ販売 東町店  
C島田東 静岡県島田市東町1126  
tel 0547-35-3355 fax 0547-35-2962

印
部長
担当

借入者名: 河原崎 聖 様

商品名: HYBRID Z 1.8L 111.0

型式: BAA-6P7 B.ドア 1500CC

登録NO. [Redacted]

リース期間: 48ヶ月 (内消費税) 4,714円

リース条件: ホンダ回数 0回 (内消費税) 0円

お支払合計額: 3,054,816円

お支払利率: 4.9%

付属品: マッドガード 21,168円, フロアマットスタ 21,168円, ドアパイザー 20,520円, ETCセットアップ 2,700円, TVキット 20,000円

リース費用: シュレッダーダスト料金 5,870円, エアパック料金 1,850円, フロン補給金 1,750円, 情報整備料金 130円

前払金: 現金(頭金) [Redacted]

走行距離: 月間 1.5千km 期間合計 72.0千km

試算番号 20201505170001

ホーナス払い(現金)・下取金は、個人(給与所得者)のみ対象です。お客様が事業者(自営業・企業)の場合にはご利用できません。

リース計算項目	リース計算内容(消費税等込)	請求内容(消費税等込)
<1> 車両本体価格	2,598,057	2,598,057
<2> 抽引金	54,000	54,000
<3> 小計	2,544,057	2,544,057
<4> 付属品計	85,556	85,556
A 計(消費税等込) [(3)+(4)]	2,629,613	2,629,613
<5> 自動車税年額 34,500円 x 4年(登録時 25,800円)	138,000	138,000
<6> 取得税	24,600	24,600
<7> 重量税 登録時 円 重量税 継続車検時 24,600円 x 1回	24,600	24,600
<8> 自賠責 登録時 40,040円 自賠責 継続車検時 27,840円 x 1回	67,880	67,880
<9> 任意保険料 (リース期間分)	-	-
B 計	230,480	118,280
販売代行費用 <1>車庫証明 14,580	14,580	14,580
費用 <12>検査・登録・届出 25,704	25,704	25,704
<13> 給油費用 9,720	9,720	9,720
<14> -	-	-
<15> 資金管理料金 -	-	380
<16> 再リース手数料 -	-	-
C 課税分小計(消費税等込)	50,004	50,384
手続代行費用 <17>車庫証明 2,700	2,700	2,700
費用 <18>検査・登録・届出 3,240	3,240	3,240
<19> 道路サービス関連費用(リース期間分)	-	-
<20> -	-	-
<21> リサイクル預託金 合計	-	9,600
D 非課税分小計	5,940	15,540
E 合計 [A+B+C+D]	2,916,037	2,813,817
F 内 消費税等合計 [(A+C) x (8/108)]	198,490	198,518
G 補助金	▲	-
H 助成金	▲	-
I リース対象総額	2,717,548	-
J 残存価格(税抜) [車両本体価格(税抜)] x 20%	481,121	-
K 前払いリース料(消費税等込) [(22)+(24)]	▲	▲
L 運減リース対象額 [I-J-(K-(23)-(25))]	2,236,427	-
M マンテナンス費用(消費税等込) (内 消費税等 21,360円)	288,371	288,371
N 調整総額 (月額リース料調整額(1回当り) 円) 税抜 (銀行引き当額) 税抜 -50,000円	-	-
O 請求金額合計 [E-K+M-N]	3,102,188	-
P 内 消費税等合計 [(A+C+M-K-N) x (8/108)]	219,878	-

63,642 - (513 + 6008) = 57,121    57,121 x 1/2 = 28,561

2

年	月	日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差し引き残高	備考
1	1-05						
2	1-0						
3	1-0						
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							6
11							3
12							
13							
14							23
15							
16							
17	1-06-05		BF	*63,642	ホンダファイナンス		
18							72
19							
20							
21							
22							
23							
24							

◎記号の説明

AA, AF.....入金  
 FA, FF.....償込  
 C0, 1, 2, 3, 4...他店券入金  
 TF, TO.....取立  
 BA, BF.....支払

\*他店を支払場所とする証券額を受入れた場合は、お支払い金額欄に「タケン」と表示し、その右側に払戻しのできる予定の日を表示します  
 なお、お支払可能時期は、証券額の種類によって異なります

2



整理番号	2-8-5-21
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページ管理料		
年月日	令和元年6月6日～令和 年 月 日	金額	16,308 円

目的	県政に関する情報を広く地域住民に伝達する。
使途	5月分管理料
政務活動・ 県政との 関連性	県政に関する情報を幅広く多くの人たちに伝える。

《領収書貼付枠》  
\*16,200 円(管理料) 108 円(振込料)

**ご利用明細** 静岡銀行

ご利用ありがとうございます。  
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号
01 06 06	066
銀行番号	店番号
0172	0172

お取扱店	お取引内容	お取引金額
0172	お引出し	¥16,200

お取扱い  
おつり 残高  
\*\*\*\*\*

キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合
	¥108	14:17	0119

お振込先  
シス`オカ  
ササカ`ヒ  
普通 0480639  
イマクロテ`サイン コイケ トシヒコ 様

アント`ウ キヨシ 様  
TEL0547-36-0787

06.520.38 (裏面もご覧ください)

按分の理由 全額政務活動	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	16,308 円	100%	16,308 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-8-5-22

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広報</u> 費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	FM島田コーナー料		
年月日	令和元年6月6日~平成 年 月 日	金額	32,400 円
目的	県政に関する情報を広く地域住民に伝達する。		
使途	5月分		
政務活動・ 県政との 関連性	県政に関する情報をタイムリーに地域住民に伝える。		

《領収書貼付枠》

領収証

金額 ¥32,400-

内訳

現金	○
小切手	/
手形	/

消費税額等(8%) 2,600円

但し 5月分コーナー料

R.1年6月6日 上記正に領収いたしました

静岡県島田市中央町5番の1  
株式会社FM島田  
代表取締役 八木和夫

収入印紙

コクヨ ウケ-92

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	32,400 円	100%	32,400 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-8-5-23

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 5 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	令和元年 5 月 3 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	1,673

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)  
 ※領収書による充当方式  
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)  
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》  
 3,345 × 1/2 = 1,672.5 ≒ 1,673

納品書(領収書)  
 2019年05月08日 17:17

売上  
 KLYOSHI KAWABAZAK 様  
 ENEOSカード S  
 車両番号 実車番  
 0026-00  
 レギュラー P10  
 数量 23.23L  
 単価 144円  
 ￥3,345

合計 ￥3,345  
 (内消費税等(8.00%) ￥248)  
 クレジット支払  
 有効期限: XX/XX NC  
 支払方法: 一括払い  
 承認番号: 0062049

現金でお買上げの場合は領収書にかえては頂けません。  
 消費税額表示のみ、場合は消費税を額外として  
 ご請求いたします。  
 消費税には、地方消費税が含まれております。

ENEOSポイント残高: 24P  
 ポイント交換は当店でも可能です。  
 本日のポイントには次回以降のご利  
 用代金明細書に反映されます。

株式会社 明光産業 セルフ服务站  
 静岡県 藤枝市上青島240-1  
 TEL: 054-641-3440 SS-480762  
 FAX: 054-641-3440  
 〒4160167-0169  
 電話番号 17-37048  
 099 2019/05/03

按分の理由 政務活動・後援会で使用の ため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,345 円	1/2 %	1,673 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-8-5-24

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 5 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	令和元年 5月 12日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費		円× km / km	797

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)  
 ※領収書による充当方式  
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)  
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 ㊟

《領収書貼付枠》  
 $1,593 \times 1/2 = 796.5 \approx 797$

当店最安値出光カードまじどプラス!!  
入金金・年次賞す〜と無料!!

**お客様控え**  
(クレジット領収書)

370959  
セブン 御殿場 総合油戸行  
TEL 0550-83-2022  
サブリミナル (株)  
静岡県御殿場市草田中2-22-18  
TEL 0550-83-2022

売上 2019年 5月12日 17:28  
KAWARAZAKI KIYOSHI 様  
出光カード外  
出光ゼアス P-22(内)  
11.30 L 0141.0 1593円  
01200.00

合計 1,593円  
(内、消費税等(8.00%) 118円)  
(内、P支払可能金額 1,593円)

支払区分: 一括  
承認No. 0000003483

伝No: 11075 担当: 8800

按分の理由 政務活動・後援会で使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,593 円	1/2 %	797 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-8-5-25

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 5 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	令和元年 5 月 15 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費		円× km/ km	2,453

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)  
 ※領収書による充当方式  
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)  
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》  
 4,906 × 1/2 = 2,453

納品書(領収書)  
 2019年05月15日 11:54  
 売上 KUYOSHI KAWARAZAKI 様  
 ENEOS カスタマーサービス 実車番  
 車両番号 0026-00  
 レギュラー P01  
 数量 34.55L  
 単価 142円 \* ¥4,906  
 .....  
 合計 ¥4,906 (内消費税等(8.00%) ¥363)  
 クレジット支払  
 有効期限: XX/XX NC  
 支払方法: 一括払い  
 承認番号: 0042318

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。  
 消費税込額表示のみ、場合は消費税額を請求書にてご請求いたします。  
 消費税には、地方消費税が含まれております。

ENEOS® イト残高: 24P  
 ポイント交換は当店でも可能です。  
 本日のポイントは次回以降のご利用代金明細書に反映されます。

株式会社 明光産業 セルフ藤枝  
 静岡県 藤枝市上青島240-1  
 TEL: 054-641-3440 SS-480762  
 レシートNo 5830-01  
 データNo 9136-9138  
 カド番号 17-39341  
 09P 2019/05/15

按分の理由 政務活動・後援会で使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,906 円	1/2 %	2,453 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 2-8-5-26

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 5 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	令和元年 5 月 18 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	2,988

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)  
 ※領収書による充当方式  
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)  
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》  
 $5,975 \times 1/2 = 2,987.5 \approx 2,988$

納品書(領収書)  
 2019年05月18日 14:05

売上  
 KIYOSHI KAWARAZAKI 様  
 ENEOSカード S  
 実車番  
 0026-00  
 レギュラー P04  
 数量 42.08L  
 単価 142円

合計 ¥5,975  
 (内消費税等(8.00%) ¥448)  
 クレジット支払  
 有効期限: XX/XX NC  
 支払方法: 一括払い  
 承認番号: 0060340

※領収書は、領収書金額にかえて添付する。  
 消費税率表示のみ、場合は消費税率請求書にて  
 ご請求いたします。  
 消費税には、地方消費税が含まれています。




ENEOSポイント残高: 24P  
 ポイント交換は当店で可能です。  
 本日分のポイントは次回以降のご利用代金明細書に反映されます。

株式会社 明光産業 セルフ隣枝  
 静岡県 藤枝市上青島 240-1  
 TEL: 054-641-3440 SS-480762  
 ジャン No 7944-02  
 データ No 4595-4597  
 印刷番号 17-39927  
 022 2019/05/18

按分の理由 政務活動・後援会で使用のため	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	5,975円	1/2 %	2,988円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	2-8-5-27
------	----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	全国災害ボランティア議員連盟 年会費		
年月日	平成31年4月1日～令和2年3月31日	金額	5,000円

会の趣旨・目的	災害ボランティアに関心がある国会議員・地方議員が、災害現場での経験を共有し、それに基づいた政策を提言するとともに、必要な研修を通じて研鑽を積む。
会の活動内容等	会員相互の意見交換、研修会の開催、災害対策についての政策提言
政務活動・県政との関連性	県の最重要課題である災害対策の中で、災害ボランティアの存在は極めて重要であると考える。

《領収書貼付枠》

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (規約)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	5,000円	/	5,000円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領収書

NO \_\_\_\_\_

河原崎 聖 様

5,000円 但、令和元年度会費

上記正に領収いたしました

令和元年 5月30日

全国災害ボランティア議員連盟

会 計

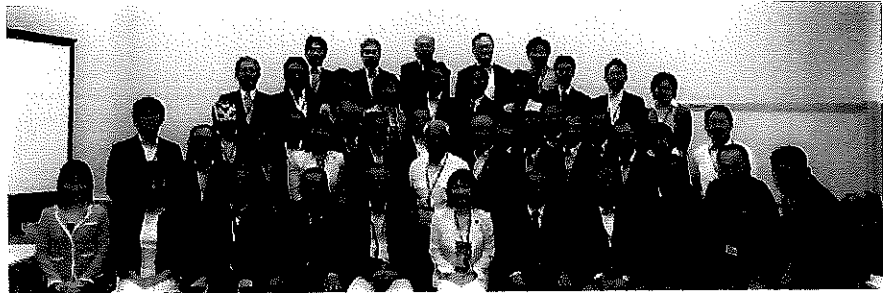
事務所 福井県越前市中印町 18-14







全国災害ボランティア議員連盟  
Japan disaster Volunteer Parliamentarians



menu

- ホーム
- 代表挨拶
- 設立趣意
- 災害ボランティア割引制度
- 役員一覧
- 会員一覧
- 規約
- 事業報告
- 国への提言
- 事業のお知らせ
- 会員ページより
- 会員の議会活動より
- ブログサイト
- リンク
- 連盟への申込
- お問い合わせ

全国災害ボランティア議員連盟

Facebook に接続する

規約

(趣旨)

第1条 近年全国各地で風水害や地震災害等の災害が多発し、地域での防災・減災への取り組みの重要性と、災害ボランティアによる効果的な復旧支援活動の必要性とが高まっている。本連盟は、議員・議会の行政に対する適時・的確な働きかけが、国家や地域の防災・減災に資するところ大なることを鑑み、国会・地方議会議員の立場から、地域防災力の向上に寄与しようとするものである。

(名称・事務所)

第2条 前条の趣旨に賛同する議員の集まりを「全国災害ボランティア議員連盟」（以下「災ボラ議連」という）と称し、事務所を事務局長宅に置くものとする。

(目的)

第3条 災ボラ議連は、法的な整備も含めた支援措置を考えるための議員のネットワークを構築し、以下の調査・研究・情報交換などを行うことによって、市民・国民の視点から防災・減災に必要な社会の仕組み作りを考え、適切な政策提言に結び付け、安心・安全な地域づくりに寄与することを目的とする。

- (1) 災害ボランティアの活動環境整備
- (2) 地域防災力向上（防災・減災）
- (3) 災害時の議会・議員の在り方、行政への対応の仕方
- (4) 被災地の復興支援に関する事項
- (5) その他、防災・減災に関する事項

(会員)

第4条 目的に賛同する国会議員および全国の地方議会議員をもって会員とする。また、自治体首長もしくは有識者で会の目的に賛同するものを特別会員、その他の非議員で会の目的に賛同するものを賛助会員とする。ただし、特別会員・賛助会員は、議決権を有しない。

(役員)

第5条 1. 災ボラ議連運営のため、次の役員・顧問を置く。

- |           |     |   |
|-----------|-----|---|
| (1) 会長    | 1名  | … 本連盟を代表し会務を総括する  |
| (2) 副会長   | 若干名 | … 会長を補佐し、必要に応じその職務を代理する                                 |
| (3) 理事    | 若干名 | … 理事会に参画し、会務を審議する                                       |
| (4) 事務局長  | 1名  | … 事務を統括する   |
| (5) 事務局次長 | 若干名 | … 事務局長を補佐する   |
| (6) 会計    | 1名  | … 会計を統括する   |
| (7) 監事    | 2名  | … 会務の執行及び会計を監査し総会において報告するほか、役員会に出席してその職務に関し意見を述べることができる |

2. 会長・副会長・顧問は、役員会で推薦し、総会で選任する。

3. 理事・事務局長・監事は、総会で選任する。

4. 事務局次長・会計は、事務局長が指名する。
5. 任期は1年、再任を妨げない。
6. 本会に顧問を置くことができる。

## (会議)

第6条 災ボラ議連の会議は、次のとおりとする。

- (1) 会議は、総会及び役員会とする
- (2) 総会は、会長が招集し会議を主宰する
- (3) 役員会は、会長が招集し会議を主宰する  
尚、役員会は、理事、事務局長、監事を構成メンバーとする。

## (事業)

第7条 災ボラ議連の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 災害ボランティアの環境整備に関する調査・研究や政策提言の事業
- (2) 地域防災力向上（防災・減災）に関する調査・研究事業
- (3) 災害時の議会・議員の在り方に関する調査・研究事業
- (4) 関係者、関係機関のネットワーク構築と情報交換に関する事業
- (5) 災害発生時の被災地支援に関する事業
- (6) その他、第3条の目的を達成するため必要な事業

## (財政)

第8条 1. 本会の財政は、会費及び寄付金等によって運営する。会費は以下のとおり

- (1) 国会議員 年額 6千円
- (2) 都道府県議会議員及び政令指定都市議会議員 年額 5千円
- (3) 市町村議会議員 年額 3千円
- (4) 賛助会員 一口年額 3千円
- (5) 特別会員 一口年額 5千円

2. 会費は年額とし、所定の方法により納入しなければならない
3. なお、会計等については総会に報告し承認を受けるものとする。

## (会計年度)

第9条 本会の会計年度は毎年4月1日より、3月31日とする。ただし初年度は、4月3日より12月31日。平成23年度は平成1月1日より平成24年3月31日。

## (その他)

第10条 第1条から第9条までに定めのない事項については、役員会で決定する。

## 付 則

本規約は平成21年10月17日より実施する。

平成22年1月23日一部改正。

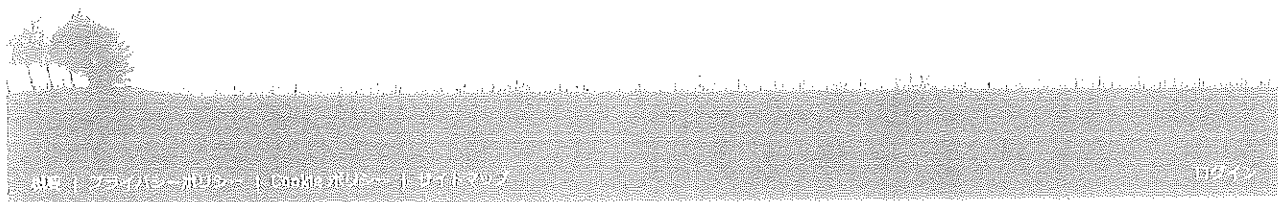
平成23年5月31日一部改正。

平成25年5月27日一部改正。

平成28年5月20日一部改正。

平成30年5月21日一部改正。

この規約は平成30年4月1日から改定実施する。



整理番号	2-8-5- 28
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支 出 証 拠 書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	日本自治創造学会 年会費		
年 月 日	令和元年 5 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日	金 額	1,833 円

会の趣旨・目的	地域に根差した実践的な研究と会員相互の交流を通じて、地域主権国家にふさわしい自立・自律的な地方自治を創造すること
会の活動内容等	研究大会の開催、会員相互の意見交換・政策発表、国と地方の役割の見直し等に関する政策提言
政務活動・県政との関連性	県政とかかわりのある様々な政策分野を研究大会などで取り上げている。

《領収書貼付枠》  
2,000 円×11/12 ヶ月=1,833 円

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (定款)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	1,833 円	100%	1,833 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 書

No. 049

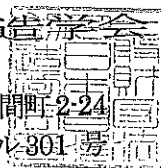
河原崎 聖 殿

令和  
平成 元年 5月 9日

¥ 2,000

但し 日本自治創造学会 2019年度 年会費  
上記の金額を領収いたしました

一般財団法人日本自治創造学会  
理事長 穂坂邦夫  
〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町2-24  
鈴葱ビル301号  
TEL 03(5846)9227・FAX 03(5846)9228



定 款

一般財団法人日本自治創造学会

# 定 款

## 第1章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般財団法人日本自治創造学会と称し、英文名を The Japanese Society for Local Democracy とする。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、市民的な視野に立ち、学術と実践の知的交流を通じて日本の再生、地方自治の創造をめざそうとするものであり、特に地方議会の議員を中心に、自治体の首長なども加えて地域に根ざした実践的な研究及び会員相互の交流を通じて、地域主権国家にふさわしい自立・自律的な地方自治を創造することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 学術シンポジウム、研究発表、交流大会の開催
- 2 各種機関と連携し、会員への情報の提供
- 3 機関紙の発行と必要に応じた本の刊行
- 4 自治立法支援センターの付設及び会員の政策立法活動の支援
- 5 その他前各号に関連する事業

(公告)

第 4 条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第 5 条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住 所 埼玉県志木市中宗岡四丁目 6 番 5 4 号  
設立者 穂坂 邦夫  
拠出財産及びその価額 現金 300万円

(事業年度)

第 6 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

### 第 3 章 評議員及び評議員会

#### 第 1 節 評議員

(評議員)

第 7 条 当法人に、評議員 3 名を置く。

(選任及び解任)

第 8 条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第 9 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第 10 条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

#### 第 2 節 評議員会

(権限)

第 11 条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り決議する。

(開催)

第 12 条 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(議長)

第 13 条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

## (解任)

第19条 理事又は監事が次の一に該当するときには、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、評議に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- 1 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- 2 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

## (報酬等)

第20条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

## 第2節 理事会

## (権限)

第21条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 1 当法人の業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 代表理事の選定及び解職

## (招集)

第22条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

- 2 理事会の招集通知は、会日の5日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

## (議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

## (決議)

第24条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。



## (議事録)

第25条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名若しくは、記名押印又は電子署名しなければならない。

## 第5章 定款の変更及び解散

## (定款)

第26条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

## (解散)

第27条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

## (剰余金)

第28条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第6章 補則

## (委任)

第29条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

## 第7章 附則

## (設立時評議員)

第30条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 荒原 唯守 、 木暮 喜久子 、 穂坂 泰

## (設立時役員)

第31条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 穂坂 邦夫 、 佐々木信夫 、 永久 寿夫  
金井 利之 、 牛山久仁彦 、 土居 丈朗  
古賀 尚文 、 宮台 真司

## (議事録)

第25条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名若しくは、記名押印又は電子署名しなければならない。

## 第5章 定款の変更及び解散

## (定款)

第26条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

## (解散)

第27条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

## (剰余金)

第28条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第6章 補則

## (委任)

第29条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

## 第7章 附則

## (設立時評議員)

第30条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 荒原 唯守 、 木暮 喜久子 、 穂坂 泰

## (設立時役員)

第31条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 穂坂 邦夫 、 佐々木信夫 、 永久 寿夫  
 金井 利之 、 牛山久仁彦 、 土居 文朗  
 古賀 尚文 、 宮台 真司

設立時代表理事 穂坂 邦夫  
設立時監事 服部 範雄 、 丸山 晃




(最初の事業年度)

第32条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第33条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

整理番号 2-8-5- 29

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	構想日本 年会費		
年月日	平成31年4月1日～令和2年3月31日	金額	10,000円

会の趣旨・目的	まちづくり・医療・教育など、様々な分野の現場をつなぎ、政策提言と同時に具体的な活動を行う「動くシンクタンク」を目指している。
会の活動内容等	様々な分野の政策提言、事業仕分けや住民協議会といった地方自治の現場での活動
政務活動・県政との関連性	県政とかかわりのある様々な政策分野を取り上げており、この会が始めた事業仕分けは静岡県でも実施されている。

《領収書貼付枠》  
別紙

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ( )

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全額政務活動	10,000円	100%	10,000円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

2-8-5-29

# 領収書

2019年5月31日

河原崎 聖 様

〒102-0093  
東京都千代田区平河町2-9-2 エスパリエ平河町3F  
一般社団法人構想日本 代表 加藤秀樹



下記の通り領収いたしました

**金額 10,000 円**

但し 年会費として

## 構想日本会員規約

## (名称)

第1条 本会は、シンクネット・構想日本(ThinkNet Japan Initiative)と称する。

## (目的、事業)

第2条 本会は、将来の我が国の社会のあり方を構想し、その実現に向けた政策の立案、提言、実践支援及びその普及を行うことを通じて、市民の公的な利益の増進と社会の発展に努めることを目的とする。

## (会員)

- 第3条 本会は、その目的に賛同し、ともに行動あるいはこれを支援しようとする会員(法人及び個人)をもって構成する。
2. 会員は、J. I. フォーラム等の意見交換の場に参加し、また本会の活動に関する情報を定期的に得ることができる。
  3. 会員は、本規約その他の規定を遵守し、会費を納めなければならない。

## (入会)

第4条 会員になろうとするものは、所定の手続きにより申請し、運営委員会の承認を受けなければならない。

## (役員)

- 第5条 本会に次の役員をおく。
- (1) 代表 1名
  - (2) 運営委員 10名以内
  - (3) 監事 3名以内
2. 運営委員及び監事は、設立総会において選任し、代表は、運営委員の互選により選任する。
  3. 必要に応じて、副代表をおくことができる。

## (代表)

第6条 代表は、本会を代表し、運営委員会を主宰するとともに、その業務を統括する。

(運営委員会)

- 第7条 運営委員会は運営委員により構成し、必要に応じて他の構成員の参加を求める。
2. 運営委員会は、本会の運営及び事業の実施に関する重要事項について審議し、議決を行う。
  3. 運営委員会は広く会員、プロジェクト・リーダー等の意見を最大限に反映させ、会員に対し情報提供を行う責任を有する。

(委員会・プロジェクトチーム)

- 第8条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会及びプロジェクトチームを設けることができる。

(顧問)

- 第9条 本会は顧問をおくことができる。

(事務局)

- 第10条 本会は、事業を遂行するため事務局をおき、所要の職員をおく。

(資産)

- 第11条 本会の資産は、会費、その他の収入とする。

(事業年度)

- 第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収支予算等)

- 第13条 本会は、毎事業年度、事業計画を作成し、また前事業年度の事業報告および収支決算を作成する。

(書類および帳簿の整備)

- 第14条 本会は、規定類、会員などの名簿、収支に関する帳簿、その他、必要な書類を整備しなければならない。

第11条 この規程に定めのない協力会員に関する必要な事項は、代表理事が別に定め、特に重要な事項については理事会でこれを定める。

別表1

会員種別	入会金	年額会費(1口当たり)
法人会員A	30万円	300万円
法人会員B	30万円	50万円
法人会員C	5万円	10万円
個人会員	2千円(WEB申請は免除)	1万円
学生会員	2千円(WEB申請は免除)	2千円

\* 上記額をもって法人は税別とし、個人は税込とする。

\* 年会費の有効期間は、入会日から1年間とする。

別表2

会員種別	特典区分				
	J.I.ニュース受け取り(郵送)	J.I.フォーラムへの無料参加	会員懇談会への参加*(1)	アドバイザー会議への参加*(2)	個別協力*(3)
法人会員A	●	●(従業員可)	●	●	●
法人会員B	●	●(従業員可)	●	●	●
法人会員C	●	●(従業員可)	●		
個人会員	●	●	●		
学生会員	●	●	●		

\* (1) 定期的に開催する会員の懇談会への参加

\* (2) 構想日本のアドバイザー会議構成員と識者等を囲んでの昼食会

\* (3) 個別相談への対応

## 附則

この規程は、平成27年3月27日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

## TOPへ戻る

- [HOME](#)
- [団体概要](#)
- [お問い合わせ](#)
- [サイトマップ](#)
- [プライバシーポリシー](#)

Copyright (C) Kosonippon. All Rights Reserved.



整理番号 2-8-5-30

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・河原崎 聖)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	携帯電話使用料		
年月日	令和元年 6月10日～	年 月 日	金額 1,842 <del>2,409</del> 円

目的	日常業務において必要な連絡
使途	4月利用・5月請求分
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を行う上での基本となる諸連絡を行う。

<<領収書貼付枠>>  
 (タブレット代)+(携帯電話代)  
 =①+②  
 =(2,376円)+(7,234円)  
 =9,610円

$9,610円 \times \frac{23}{30}日 = 7,368円$  (選挙期間の7日目を除く)

$7,368円 \times \frac{1}{4} = 1,842円$

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会活動・ 私用で按分する。	7,368	1/4	1,842
	<del>9,610円</del>	25 %	<del>2,409円</del>

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

2

年	月	日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差し引き残高	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							6
10							3
11							
12							
13							7
14							
15							
16							
17							
18							
19							72
20							72
21							72
22							
23							
24	1-06-10		BF	*43,162	DCM	*/DCMX	*

◎記号の説明  
 AA,AF.....入金  
 FA,FF.....振込  
 C0,1,2,3,4...他店券入金  
 TF,TO.....取立  
 BA,BF.....支払

◎他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払い金額欄に「タケン」と表示し、その右側に払戻しのできる予定の日を表示します。  
 なお、お支払可能時刻は、証券類の期限によって異なります。

2

d CARD

2-8-5-20

## 2019年6月10日のご利用代金明細表

2019年5月25日 発行

お名前	河原崎 聖 様	金融機関	██████████
お支払い日	2019年6月10日 (月)	支店	██████████
お支払い合計額	43,162円	科目	██████████
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切替日)	██████████ 2017年6月30日	口座番号	██████████

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示しておりません

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
河原崎 聖 様 ご利用分	██████████									
#	██████████									
#	██████████									
河原崎 聖 様 ご利用分	██████████									
#	19/04/30	ドコモご利用料金 / iD 5月分		1	1	33,296				
#	19/04/30	ドコモ決済サービス等 / iD 5月分		1	1	648				
<お支払い金額総合計>						43,162				

株式会社NTTドコモ  
東京都千代田区永田町2丁目 11番1号  
登録番号 関東財務局長(5) 第01421号

お問合せ先 お手元にカードをご用意のうえ、お手続きください。  
dカードゴールドデスク 0120-700-360 (午前10:00~午後8:00年中無休※)

※ ただし、午後6:00~午後8:00については、一部受付できない業務があります  
クレジット紛失盗難 0120-159-360 (24時間年中無休)  
携帯電話に関するお問合せ 0120-800-000 (午前9:00~午後8:00年中無休)  
ホームページ <http://dcmx.jp/>

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
【合計請求額の請求内訳】			詳細は電話番号毎内訳をご覧ください。
◇基本使用料 (計) 10,300	10,300	基本使用料	合 算
◇通話料・通信料 (計) 1,996	198	Xi・SMS通信料	合 算
	1,798	国内通話料 (ドコモ光電話)	合 算
◇パケット定額料等 (計) 4,300	6,000	パケット定額料 (シェア)	合 算
	-1,400	パケット定額料 (ドコモ光セット割)	合 算
	-800	パケット定額料 (シェアずっとドコモ割)	合 算
	500	シェアオプション定額料	合 算
	0	バック定額通信料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 2,955	2,970	付加機能使用料等	合 算
	0	ドコモWi-Fi利用料	合 算
	648	ドコモ払い/d払い (ご利用代金/継続課金)	非対象等
	3,250	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	内 税
	460	spモード決済 (Google Play)	非対象等
	-4,941	月々サポート適用額	内 税
	8	ユニバーサルサービス料	合 算
	-40	eビリング割引料	合 算
◇端末等代金分割支払金 13,431	13,431	端末等代金分割支払金	非対象等
◇消費税等相当額 (計) 1,562	1,562	消費税等相当額 (合計)	
◇合計 33,944	33,944	合計	(3回線請求分)

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。  
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)		税区分 (TAX)
		ご利用期間 (4/1~4/30)		
◇基本使用料 (計)	1,700	1,700	データプラン (スマホ/タブ)	合 算
◇パケット定額料等 (計)	500	500	Xiシェアオプション定額料	合 算
		0	(参考) 当月ご利用データ量	5.5G (通信速度制限含む)
◇その他ご利用料金等 (計)	1,098	300	spモード利用料	合 算
		300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合 算
		-300	永年キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合 算
		648	ドコモ払い/d払い (ご利用代金/継続課金)	5月請求分
		2,192	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	5月請求分
		460	spモード決済 (Google Play)	5月請求分
		-2,484	月々サポート適用額	本回線は7回目の適用 (全24回)
		2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります
		-20	eピリング割引料	4月請求分
◇端末等代金分割支払金	1,890	1,890	端末等代金分割支払金	7回目のご請求です。 (全24回)
			ご請求は2020年10月請求迄で、分割支払金残額は	32,130円です。
◇消費税等相当額 (計)	198	198	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%
◇合計	5,386	5,386	合計	
			<NTTドコモからのお知らせ>	
			○継続利用期間は、4月末で	5年5か月となりました。
			○データプランのご契約期間は4月末で	1年5か月となりました。
			○ポイントのお知らせ	
			今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、	0です。
			(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	182円です。)
			※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
			○ステージのお知らせ	
			4月末のステージは、	2ndステージです。
			※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	
			① (1,700 + 500) × 1.08 = 2,376	

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (4/1~4/30)	
◇基本使用料 (計) 2,700	2,700	カケホーダイプラン (スマホ/タブ) iPhone	合 算
◇通話料・通信料 (計) 198	198	XI・SMS通信料	4月ご利用分 合 算
◇パケット定額料等 (計) 3,800	6,000	ウルトラデータLパック定額料	合 算
	-1,400	ドコモ光セット割	光契約ID [REDACTED] 合 算
	-800	ずっとドコモ割プラス (料金割引)	合 算
	0	(参考) 当月ご利用データ量 (シェアグループ合計)	11.8G (通信速度制限含む) 合 算
	0	(参考) 当月ご利用データ量	6.3G (通信速度制限含む) 合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 453	300	spモード利用料	合 算
	300	留守番電話サービス利用料	合 算
	200	キャッチホン利用料	合 算
	100	メロディコール利用料	合 算
	-200	オプションバック割引料	(留守・キャッチ・メロディ・転送) 合 算
	100	my daisy/iコンシェル利用料	合 算
	380	スゴ得コンテンツ利用料	合 算
	400	クラウド容量オプション利用料 (50GB)	合 算
	-528	いちおしバック初回申込割引料 [日割]	4/1~4/18 合 算
	-152	いちおしバック割引料 [日割]	4/19~4/30 合 算
	200	あんしんセキュリティ利用料	合 算
	750	ケータイ補償 iPhone&iPad750	合 算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合 算
	-380	あんしんバック割引	合 算
	50	ケータイお探しサービス利用料	合 算
	-50	ケータイお探しサービス割引料	合 算
	300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合 算
	-300	永年キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合 算
	1,058	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	5月請求分 内 税
	-2,457	月々サポート適用額	本回線は1回目の適用 (全24回) 内 税
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります 合 算
	-20	eピリング割引料	4月請求分 合 算
◇端末等代金分割支払金 11,541	4,584	端末等代金分割支払金	19回目のご請求です。(全24回) 非対象等
		ご請求は2019年10月請求迄で、分割支払金残額は	22,920円です。
	6,957	端末等代金分割支払金	1回目のご請求です。(全24回) 非対象等
		ご請求は2021年4月請求迄で、分割支払金残額は	159,735円です。
◇消費税等相当額 (計) 684	684	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%
◇合計 19,376	19,376	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、4月末で	21年6か月となりました。
		○カケホーダイ/ライトプランご契約期間は4月末で	1年9か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、	600です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	6,275円です。)

② (2,700 + 198 + 3,800) × 1.08 = 7,234